

離職退去者の利用可能な住戸一覧(平成27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃) (円)	入居要件	その他(使用期限等)	
長野県	長野県	丸山団地	小諸市菱平1138-1	1	1	2DKB	8,900	○ 次の要件に該当する方 平成20年10月1日以降に長野県内の雇用先からの解雇・雇止めにより、現に居住している住居から退去を余儀なくされている方又はその同居親族に該当することが客観的に証明できる方。 ※ 詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。	使用期間:原則1年間 (問い合わせ先) ・丸山団地: 佐久地方事務所 建築課 TEL 0267-63-3159 ・富士見ヶ丘団地: 諏訪地方事務所 建築課 TEL 0266-57-2924 ・黒川渡団地: 木曾地方事務所商工観光建築課 TEL0264-25-2229 ・吾妻町団地: 北安曇地方事務所商工観光建築課 TEL 0261-23-6524 ・湯谷第2団地・小市南団地: 長野地方事務所 建築課 TEL 026-234-9529	
		富士見ヶ丘団地	岡谷市長地5813-5	1	1	3DKB	8,200			
		黒川渡団地	木曾郡木曽町新聞4181	1	1	2DKB	9,900			
		吾妻町団地	北安曇郡池田町池田2134	1	1	2DKB	6,800			
		湯谷第2団地	長野市上松5-12-63	1	2	2LDKB 3DKB	7,500 8,300			
		小市南団地	長野市安茂里小市3丁目22-10-1	1	1	3DKB	12,100			
	長野市	犀南団地	長野市篠ノ井東福寺1311-3	1	1	2DK	6,740	1 住宅に困窮している者であること。 2 平成21年4月1日以降、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者であること。(社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる者) 上記両方に該当している方とします。なお、実家等に一時帰省であっても身を寄せることが可能な方は、ご連絡ください。	使用期間:原則3ヶ月 (場合によっては更新できます。ただし最長1年までです。) (問い合わせ先) 長野市役所 住宅課 TEL 026-224-7427	
		松本市	二子団地	松本市大字笹賀7445番地1	1	1	3DK	10,800～	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ 申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了」による雇止めにより離職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 解雇 イ 雇用契約期間満了による雇止め (3)喪失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ 職場に付帯した住込み先 (4)雇用の意欲が認められ、就職に向けた就職活動を行うこと。 (5)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	使用期間:原則3ヶ月 (場合によっては更新できます。ただし最長1年までです。) (問い合わせ先) 松本市役所 住宅課 TEL 0263-34-3246
			寿団地(1丁目)	松本市寿台1丁目	1	1	3K	6,700～		
	寿田町団地		松本市寿北7丁目6番	1	1	3DK	11,100～			
	岡谷市	上ノ原団地	岡谷市281番地	1	2	2KB	7,000	市内に在勤者で目的外使用要件の該当者	使用期間:最長1年 (問い合わせ先) 岡谷市役所 都市計画課 TEL 0266-23-4811 (内線1337)	
		富士見ヶ丘団地	岡谷市長地出早2-11	1	1	2KB	3,200			
	飯田市	中郷	飯田市上村410-4	1	2	3LDK	5,000	次のいずれかに該当する方 ①社員寮や社宅など、雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる方 ②住居手当等により居住可能な住居から退去を余儀なくされる方 ③解雇等により離職したが、失業給付を受給することができず、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方	使用期間は実情に応じて判断(最長1年) (問い合わせ先) 飯田市役所 地域計画課 TEL 0265-22-4511 (内線 2734、2735)	
		程野	飯田市上村31-イ、67-14	1	1	3LDK	5,000			
		上町	飯田市上村642-1	1	1	3LDK	8,100			
	長野県	諏訪市	夢の海第2団地	諏訪市大字上諏訪13294番地5他	1	2	2KB	4,300～	諏訪市に住所を有するもので、原則平成20年10月1日以降に県内の雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住宅から退去を余儀なくされている者	原則3ヶ月 (3カ月ごとの更新で、最長1年まで) (問い合わせ先) 諏訪市役所 都市計画課 TEL 0266-52-4141 (内線268)
		駒ヶ根市	向ヶ丘団地	駒ヶ根市赤穂11671	1	1	2K	5,000～	平成20年10月1日以降に雇用先からの解雇等に伴い、現に市内に居住している住居から退去を余儀なくされる者。	使用期間:3ヶ月以内 市営住宅の入居資格を満たし、引き続き入居を希望する場合は、条例に基づき改めて入居を決定する。 (問い合わせ先) 駒ヶ根市役所 都市整備課 TEL 0265-63-2111 (内線517)
		中野市	東山第1団地	中野市大字小田中1005番地	1	1	2KB	4,300～	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ 申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了」による雇止めにより離職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 解雇 イ 雇用契約期間満了による雇止め (3)喪失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ 職場に付帯した住込み先 (4)雇用の意欲が認められ、就職に向けた就職活動を行うこと。 (5)市内に住所、または勤務場所を有する者 (6)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	使用期間:原則3ヶ月 (場合によっては更新できます。ただし最長1年までです。) (問い合わせ先) 中野市役所 都市計画課 TEL 0269-22-2111 (内線273)
		飯山市	水上団地	飯山市大字飯山7915-1	1	1	3DKB	16,100	現在、市内に居住している者で、平成20年10月1日以降に次のいずれかに該当する者 ①社員寮や社宅など解雇先が賃貸していた住宅から退去を余儀なくされる者 ②住居手当等により住居可能な住宅から退去を余儀なくされる者 ③解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者	入居期間1年間 (問合せ先) 飯山市役所 いいやま住んでみせん課 TEL 0269-62-3111 (代)
	茅野市	ひばりヶ丘団地	茅野市宮川5010-28他	1	5	2KB	3,000～ 3,300	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ 申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了」による雇止めにより離職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 解雇 イ 雇用契約期間満了による雇止め (3)喪失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ 職場に付帯した住込み先 (4)労働に対する意欲が認められ、就職に向けた就職活動を行うこと。 (5)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。 (6)茅野市に住民票があること、又は茅野市が勤務地だったこと。	使用期間:1年間 (問い合わせ先) 茅野市役所 都市計画課 住宅係 TEL 0266-72-2101(内線535)	

	安曇野市	新田西原団地	安曇野市豊科5231ー7	1	2	2KB	2,300	・平成20年10月1日以降に雇用先からの解雇・雇止めにより、安曇野市内の社員寮や社宅など現に居住している住居から退去を余儀なくされている方。	使用期間：原則3ヶ月 （問い合わせ先） 安曇野市役所 豊科支所内 建築住宅課 TEL 0263-72-3111
	富士見町	信濃境公営住宅	諏訪郡富士見町境7120-2	1	1	2KB	4,000	・町内に住民登録がある方 ・平成20年10月1日以降に富士見町内の雇用先からの解雇・雇止めにより、社員寮や社宅など現に居住している住居から退去を余儀なくされている方またはその同居親族に該当することが客観的に証明できる方。	入居期間：原則 1年以内 （問い合わせ先） 富士見町役場 総務課 TEL 0266-62-9325
	辰野町	町屋敷団地 丸山団地	上伊那郡辰野町小野1143-6 上伊那郡辰野町大字辰野1428-1	1	3	2KB 2K	3,200～3,600 1,900	1. 辰野町に居住していること。 2. 解雇等により住宅に困窮していること。（退職等の証明書が必要）	入居期間3ヵ月。3ヵ月を超えて居住したい場合は、通常の入居と同様の手続きが必要。 （問い合わせ先） 辰野町役場 建設水道課 TEL 0266-41-1111 （内線2165）
小計					34				

定期募集等

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)(円)	入居要件	その他(使用期限等)
長野県	長野県	常壁上一団地	大町市常壁上橋5869-23	1	1	3KB	3,700～	・(1)長野県内に居住し、又は勤務場所があること ・(2)現に同居し、又は同居しようとする親族があること（単身でも入居できる場合があります） ・(3)一定の基準以下の所得であること （一般の世帯は所得月額15万8千円以下。 裁量階層世帯は所得月額21万4千円以下。） ・(4)現に住宅に困窮していること（持ち家がない等） ・(5)暴力団員でないこと	随時受け付け （問い合わせ先） 北安曇地方事務所 商工観光建築課 TEL 0261-23-6524
	飯田市	三尋石	飯田市大瀬木1971-1	3	12	2LDK 2LDK	39,200～72,000	・計算後の月収が158,000円超 ・同居親族があること ・市区町村税を完納していること ・暴力団員でないこと	※左記の住宅は随時募集の住宅です。 （問い合わせ先） 飯田市役所 建設部建設管理課 TEL 0265-22-4511（内線 2734、2735）
	大町市	向山団地	大町市美麻7725番地	1	1	3DKB	8,200～16,200	・①市内に住所または勤務場所がある方（ただし、八坂地区、美麻地区にある住宅については、その限りではない。） ・②単身世帯又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族がある方（婚姻予定者を含む。ただし、入居後3か月以内に結婚同居し、その証明書を提出すること。） ・③公営住宅法上の収入が、一定基準の範囲内である方（一般世帯で月額15万8千円以下） ・④国税、地方税を滞納していない方（上下水道料金、保育料、介護保険料等の公的な使用料及び負担金を含む。） ・⑤現に住宅に困窮していることが明らかな方 ・⑥入居申込者、または同居親族が暴力団員ではない方 ・⑦犬、猫等を飼育していない方、また入居後も飼育しないと確約できる方	（問い合わせ先） 大町市役所 建設課建築住宅係 TEL 0261-22-0420（内線695） ※募集する団地は状況により変更する場合があります。
	佐久市	下越団地	佐久市下越216ー1	3	8	3DK	56,000	・所有する住宅がないこと ・佐久市内に住所を有するか、勤務場所を有すること ・計算後の月収額が158,000円超 ・同居親族があること（単身可の住宅除く） ・市税の滞納なし ・市の指定する入居日に入居が可能であること ・暴力団員ではないこと	※左記の住宅は、随時募集の住宅です。 （問い合わせ先） 佐久市役所 建築住宅課 TEL 0267-62-3430
			佐久市下越216ー1	3	7	1LDK	43,000		
	小海町	旧医師住宅A棟	南佐久郡小海町豊里20ー3	5	1	3LDK	55,000	・同居親族があること ・暴力団員ではないこと	（問い合わせ先） 小海町役場 町民課 生活環境係 TEL 0267-92ー2525
	飯島町	北梅戸住宅	上伊那郡飯島町飯島2436番地27	1	2	2KB	11,400～17,00	・住宅に困窮している方 ・計算後の月収額が158,000円以下 ・同居親族があること ・税・料金に滞納のない方 ・暴力団員ではないこと	（問い合わせ先） 飯島町役場 建設水道課 TEL 0265-86-3111
小計					32				

(注)「その他」の欄には問い合わせ先もご記入ください。

1: 公営住宅
2: 改良住宅
3: 特公賃
4: 公社
5: 単独住宅等